

道産機能性食品の開発・販路拡大推進事業委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

道産機能性食品の開発・販路拡大推進事業委託業務

2 業務の目的

本道の豊富な農林水産資源を有効に活用し、道産食品の付加価値向上や北海道ブランドの磨き上げを図るため、企業等における道産機能性食品の開発や販路開拓に携わる人材を育成するとともに、道内外への販売拡大を支援する。

※「道産機能性食品」：機能性に関する科学的な研究がなされている成分を含む食品として、「北海道食品機能性表示制度」に基づく申請対象となる食品

3 業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 人材育成研修の実施

北海道食品機能性表示制度における認定商品の増加を図るため、企業等による道産機能性食品の開発や販路開拓に携わる人材を対象に、食品の高付加価値化やマーケティング等に関する研修を実施する。

ア 対象

道産機能性食品の開発や販路拡大に携わる者及び目指す者

イ 対象数

10名程度

ウ 内容

道内各地域における研修（座学）や先進事例研究等

エ 研修報告集

研修の開催結果を紹介するための報告集（リーフレット）を製作する。

紙媒体：A4サイズ、200部

電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

(2) 道産機能性食品の開発支援

ア 常設の窓口を含めた支援体制の整備

企業等による道産機能性食品の開発や販路拡大を支援するため、研究シーズの発掘や相談等に対応できるよう、コーディネーターの配置による常設窓口の設置を含めた支援体制を整備する。

イ 伴走型支援の実施

企業等による道産機能性食品の開発や販路拡大を支援するため、道内外における機能性素材に関する情報収集を行うとともに、企業の商品開発に係る課題解決等に必要な知識を有する専門家の同行による、企業等の製造現場での指導強化等を行う伴走型支援を実施する。

ウ 研究シーズ集の製作

上記ア及びイの業務における企業支援ツールとして、道内における健康や医療に関する研究シーズ集を製作する。なお、使用する言語は同ツールを活用する道内企業が行う海外企業との連携等を考慮し、日本語及び英語とする。

(ア) 規格

A 4 サイズ、縦長

(イ) 言語

日本語及び英語

(ウ) 製作数

紙媒体：日本語版：500部 英語版：100部

電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

(3) 道産機能性食品の販路拡大支援

ア 展示会への出展

道産機能性食品の普及啓発や販路拡大の場となる展示会について、道内外併せて2件以上を選定し出展する。

イ 企業ガイドブックの製作

展示会等における道内企業等の取組のPR素材として活用するため、道内企業等における道産機能性食品関連の事業をまとめたガイドブックを製作する。

(ア) 規格

A 4 サイズ、縦長

(イ) 言語

日本語

(ウ) 製作数

紙媒体：800部

電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

ウ 道産機能性食品の販売促進

道産機能性食品の開発に取り組む企業等の商品について、国内外の北海道どさんこプラザ等でのテスト販売を支援するなどの販売促進活動を行う。

※北海道どさんこプラザ一覧

店舗名	場所
北海道どさんこプラザ有楽町店	東京交通会館1階
北海道どさんこプラザ札幌店	JR札幌駅西通り北口
北海道どさんこプラザ名古屋店	名鉄百貨店メンズ館地下1階
北海道どさんこプラザ羽田空港店	羽田空港第1ターミナル2階出発ロビー南側
北海道どさんこプラザあべのハルカス店	あべのハルカス近鉄本店タワー館2階
北海道どさんこプラザ奈良店	近鉄百貨店奈良店地下1階
北海道どさんこプラザシンガポール店	ミレニアウォークショッピングセンター
北海道どさんこプラザシンガポール2号店	グレートワールドシティ
北海道どさんこプラザバンコク店	サイアム高島屋

エ 商談会の開催

企業等による道産機能性食品の取引機会拡大を図るため、道内外における機能性食品を取り扱う卸売・小売事業者等を対象とした商談会を開催する。

オ インターネット等を活用した販売支援

企業等による道産機能性食品の販売促進を図るため、消費者による機能性食品の購入先として大きなシェアを持つインターネット販売事業者や通信販売事業者との連携により、道産機能性食品の販売枠の確保や広告宣伝等による支援を行う。

(4) 報告書等の作成

上記(1)から(3)の実施経過をまとめた報告書を作成する。

紙媒体：A4サイズ 1部

電子媒体：CD-R又はDVD-R 1枚（PDF版を作成すること）

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て道に帰属するものとする。

4 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月3日(月)まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 受託事業者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。

イ 道産機能性食品に関するこれまでの業務実績や専門知識、商品への理解は十分か。

ウ 業務を効率的かつ効果的に実施する全体スケジュールとなっているか。

(2) 企画提案内容

ア 人材育成研修の実施について、企業等において道産機能性食品の開発や販路開拓を担う人材を育成するものであり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

イ 常設の窓口を含めた支援体制の整備について、研究シーズの発掘や相談に対応できる専門人材を配置するものであり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

ウ 伴走型支援の実施について、企業の商品開発に係る課題解決に向けた支援がなされるものであり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

エ 研究シーズ集の製作について、企業等による道産機能性食品の開発支援に有用なものであるか。

オ 展示会への出展について、道産機能性食品の普及啓発を図る場として効果的な会出展内容であり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

カ 企業ガイドブックの製作について、道内企業等の取組のPR素材として有用なものであるか。

キ 道産機能性食品の販売促進について、北海道どさんこプラザでのテスト販売支援などを通して事業者の国内外販路の拡大に資するものであり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

ク オンライン商談会の開催について、道内外における機能性食品を取り扱う卸売・小売事業者等との取引成約に資するものであり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

ケ インターネット等を活用した販売支援について、企業等による道産機能性食品の販売促進に資するものであり、具体的かつ実効性のあるものであるか。

(3) 道施策との整合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つのグレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 道施策との適合性に関する事項

- (1) 北海道働き方改革推進企業認定制度及び障がい者雇用
道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。
- (2) パートナーシップ構築宣言
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

8 参加表明書等の提出

本入札への参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式
別添様式による。
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出期限
令和6年(2024年)5月17日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所
11の（4）のとおり
- (6) 提出方法
持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類
企画提案書、付属資料
- (2) 様式
企画提案書は別添様式による。付属資料は、A4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数
企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は、提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限
令和6年(2024年)5月22日（水）17時（必着）
- (5) 提出場所
11の（4）のとおり

(6) 提出方法

持参または郵送（簡易書留または書留）による。

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、本入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課食クラスター係（担当：松本）

電 話 011-204-5979（内線26-808）

ファクシミリ 011-232-8860